

平成30年3月5日

綾瀬市長 古塩政由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



国民健康保険の第三者行為に係る保有個人情報の提供について（答申）

平成30年1月25日付けで、諮問のあった綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号の規定に基づく目的外の利用又は提供及び同条第3項の規定に基づく本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

2 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないが、例外として利用又は提供が認められる場合について定める同条第1項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性並びに本人通知を省略する理由）

国民健康保険制度では、第三者の不法行為（以下「第三者行為」という。）による事故等で国民健康保険を使用するときは、被保険者等は、その事実、当該被保険者の氏名等、第三者の氏名等及び被害の状況を、直ちに、保険者に届け出なければ

ならないこととされており、この届出に基づき、保険者は第三者への損害賠償の請求権を取得することとなります。しかし、必ずしも被保険者等から保険者に対して当該届出がなされるとは限らず、当該届出がなされない場合、本来、市が負担する必要のない医療費を市が負担することとなります。適正な医療費の支出を行うため、第三者行為によって生じた給付事由の発見について、関係機関との連携を図る必要があります。

保険者が第三者への損害賠償請求を行う事務（以下「第三者行為求償事務」という。）に必要となる個人情報については、消防総務課、綾瀬市地域包括支援センター及び綾瀬市消費生活センターが保有しており、第三者行為求償事務の適正化を図るため、本人以外から収集することについて本審査会に意見を求めるものであります。また、事務又は事業の性質から、本人に通知することにより、当該事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかであることから、類型答申1に該当するため、本人への通知も省略したいと考えます。

4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、第三者行為求償事務の適正化を図ることが期待できる正当な目的のためのものであることが認められます。

個人情報は、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項に規定するように、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて提供してはならないものですが、本件における個人情報の提供は、実施機関が主張するように、国民健康保険における医療費支出の適正化が図られるものであることが認められるものであります。

また、事務又は事業の性質から、本人に通知することにより、当該事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかであることから、本人への通知を省略することも認めます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。